

# 「個別避難シート」の作成状況について

## 背景

- ・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別の避難計画（個別避難シート）を作成することが市町村の努力義務とされた。
- ・法改正時の国通知において、災害事象の避難対象区域などの地理的状況や、要支援者の心身の状況等を踏まえて、優先度が高いところについては、概ね5年程度で作成に取り組むこととされている。

## ○個別避難シート

災害発生時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」ごとに作成するもので、避難支援の実施に必要な事項をまとめたもの。

- 記載事項：身体等の状況、避難場所・避難経路、避難支援者の氏名・連絡先 など

## ○作成状況（令和4年10月末時点）

	件数
作成済	32
作成中	9
合計	41



		堺	中	東	西	南	北	美原	合計
件数		22	2	3	7	4	2	1	41
内訳	高齢	18	2	3	7	4	2	1	37
	障害	4	0	0	0	0	0	0	4

## 1. 世帯、介護度、支援者

### ○世帯構成の状況

- ・老老世帯(4割)
- ・子ども同居世帯(3割)
- ・独居(1割)

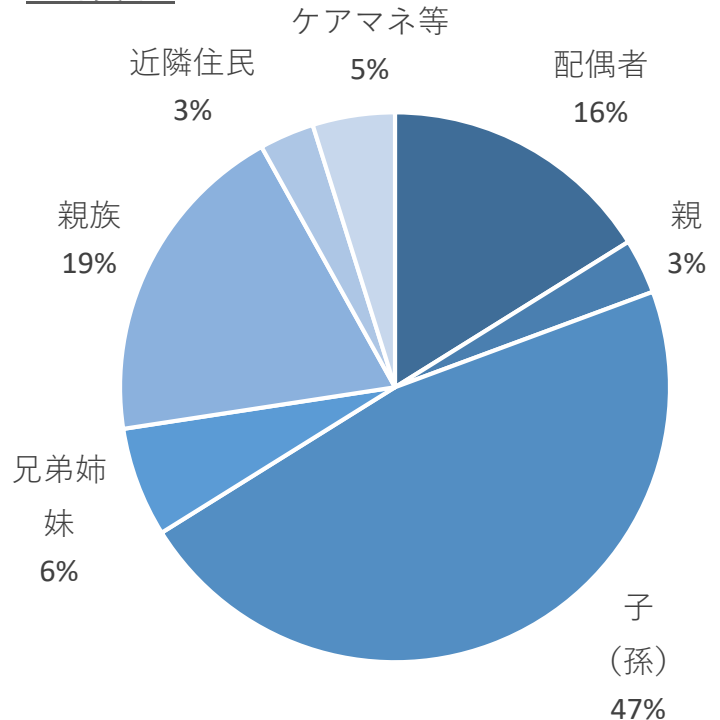
### ○介護度の状況

- ・要介護4、5(6割)
- ・軽度者を含む要介護者(8割)

### ○支援者の状況

- ・子、孫(5割)
- ・親族(2割)
- ・配偶者(2割)
- ・その他  
(近隣住民、ケアマネジャー等)

### 支援者



## 2. 避難先、避難手段

### ○避難先の状況

- ・施設(3割)
- ・指定避難所(2割)
- ・自宅(2割)
- ・その他(親戚宅、自治会館等)

### ○避難手段の状況

- ・車いす(3割)
- ・自宅避難(備蓄計画)(2割)
- ・自家用車(2割)
- ・送迎車(2割)
- ・その他(介護タクシー、徒歩等)

### 避難先

